

米子市のお財布事情

～令和4年度決算の状況～

令和4年度決算の算定が終わりましたのでお知らせします。

一般会計の実質収支は11億2,364万円の黒字となり、各財政指数もおおむね良化してきています。今後も限られた財源を大切に使いながら、「住んで楽しいまちづくり」に取り組みます。圃財政課 (☎ 23-5322 FAX 23-5390)

一般会計 歳入

令和3年度より30億7,948万円の減

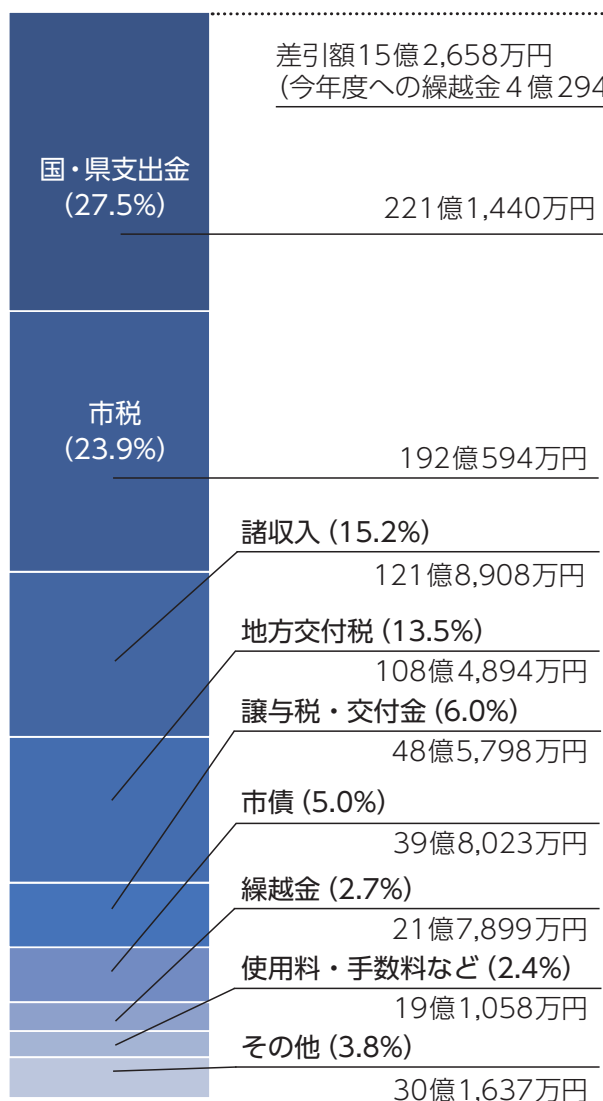
新型コロナウイルス感染症が収束傾向になり、市民税や固定資産税が増加し、市税全体で令和3年度に比べ6億4,692万円の増となりました。国庫支出金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金の減等により、令和3年度に比べ15億7,646万円の減となりました。

一般会計 歳出

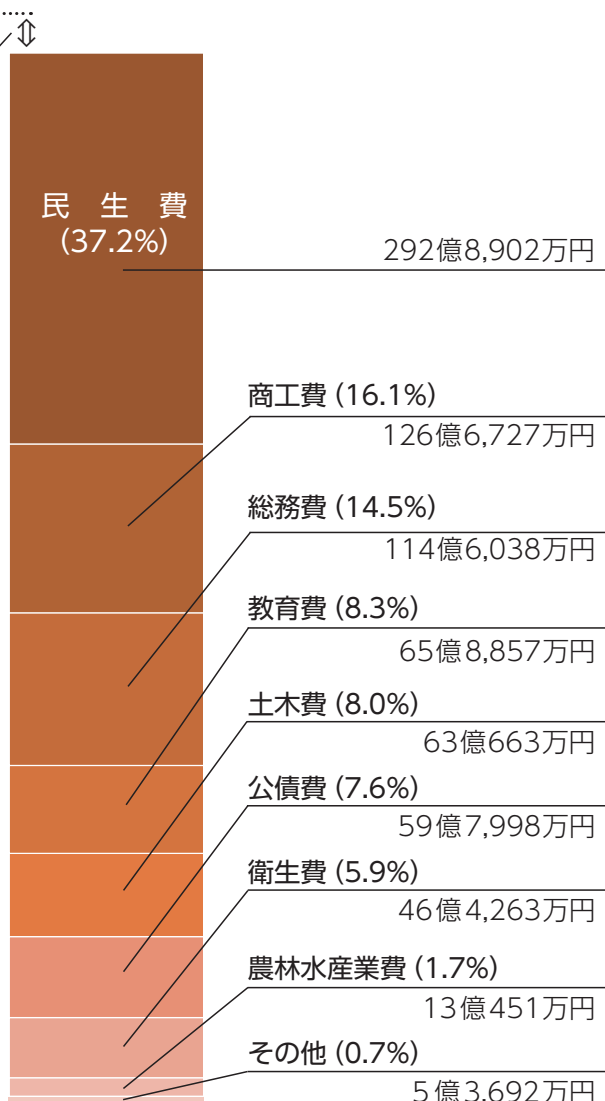
令和3年度より24億2,708万円の減

歳出の約4割を占める民生費は、新たに物価高騰対策として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業などを実施したものの、新型コロナウイルス感染症関係の各種給付金事業の減により、民生費全体では令和3年度に比べ30億2,403万円の減となりました。

歳入合計 **803億249万円**



歳出合計 **787億7,591万円**



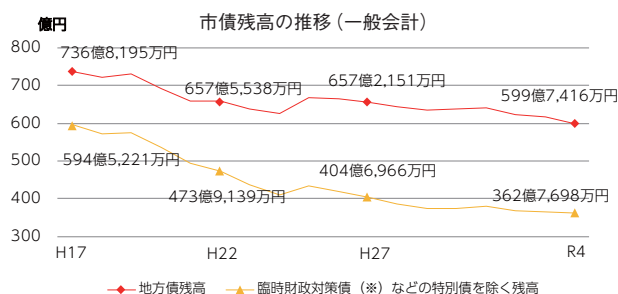
差引額15億2,658万円
(今年度への繰越金4億294万円)

※数値は、項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。



市債（市の借金）

市債は市が借りるローンのようなものです。学校の改修など多額の費用がかかる際に、市債を利用し財源を確保します。また、何十年も使うものは長期的に返済し、一つの世代に金銭的負担が偏るのを防ぐ狙いもあります。



基金（市の貯金）

災害時などの突発的な費用に備えるため、基金を積み立てる必要があります。基金には、突発的な支出などに備える財政調整基金や、市債の返済に充てるための減債基金などがあります。米子市の基金は毎年増加しています。



※臨時財政対策債…地方交付税の不足分をまかなうため、地方交付税の代わりとして自治体が借りることのできる地方債

市民1人あたりに換算すると… 借金 41万3,970円(前年度比△10,393円) 貯金 7万5,740円(前年度比+11,916円)

特別会計

特定の事業では、一般会計と区別して特別会計を設置しています。(△はマイナス)

会計名	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	対前年度比	収支差引額 (A - B)
国民健康保険事業	140億 314万円	133億7,451万円	△ 3.2%	6億2,863万円
土地取得事業	4,782万円	4,782万円	△ 0.4%	0円
駐車場事業	1億 1,212万円	6億1,771万円	1.2%	△ 5億558万円
市営墓地事業	4,659万円	1,842万円	9.2%	2,818万円
介護保険事業	166億2,679万円	163億7,436万円	9.1%	2億5,242万円
後期高齢者医療	21億7,177万円	21億6,422万円	15.0%	755万円
米子インター周辺工業用地整備事業	2,060万円	2,060万円	△ 0.3%	0円
米子インター西産業用地整備事業	6億3,260万円	6億3,260万円	100.0%	0円

企業会計

民間企業と同じような会計基準に基づき、現金の収支や資産の運用などを管理する会計方式です。
・収益的収支…水道水の供給や汚水処理などの営業活動による収支
・資本的収支…将来に備えて行う建設改良などの収支

上水道事業

老朽管の更新、耐震型配水管の布設など

収益的収支	
収益的収入	35億9,087万円
収益的支出	31億5,473万円
差引額	4億3,615万円
資本的収支	
資本的収入	6億9,075万円
資本的支出	20億 333万円
差引額	△ 13億1,259万円

下水道事業

公共下水道管さよの整備など

収益的収支	
収益的収入	56億7,062万円
収益的支出	53億1,178万円
差引額	3億5,884万円
資本的収支	
資本的収入	47億1,561万円
資本的支出	64億5,724万円
差引額	△ 17億4,163万円

財政健全化比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、4つの健全化判断比率と資金不足比率を公表します。これらの比率は、自治体の財政悪化の兆候を見つけて、早めに財政状況を改善させることにより財政破綻を未然に防ぐことを目的として、国が法律で定めたものです。

健全化判断比率

健全化判断比率とは、標準財政規模（自治体が行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度持っているかを表す指標）に対する赤字や借入金返済額などの割合で自治体の財政状況の健全性を示す比率です。令和4年度の健全化判断比率は各比率とも健全な結果になりました。

	指標・説明	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準 (黄色信号)	財政再生基準 (赤信号)
実質赤字比率	標準財政規模に対する一般会計などの赤字の割合	赤字なし	赤字なし	11.69%以上	20.00%以上
連結実質赤字比率	標準財政規模に対する全会計の赤字の割合	赤字なし	赤字なし	16.69%以上	30.00%以上
実質公債費比率	標準財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額などの割合	8.2%	8.0%	25.0%以上	35.0%以上
将来負担比率	標準財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額などの割合	53.0%	68.6%	350.0%以上	—

資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の割合です。令和4年度はすべての公営企業会計において資金不足はありませんでした。

公営企業会計名	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	資金不足なし	20.0%以上
下水道事業会計		
米子インター周辺工業用地整備事業特別会計		
米子インター西産業用地整備事業特別会計		

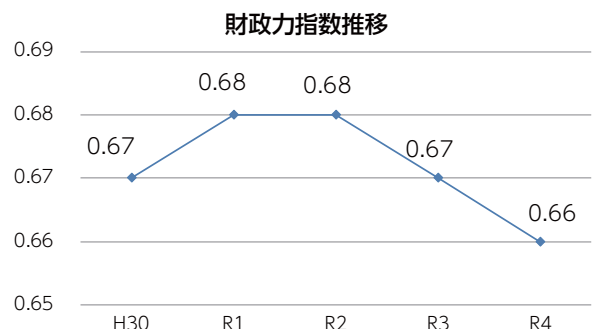
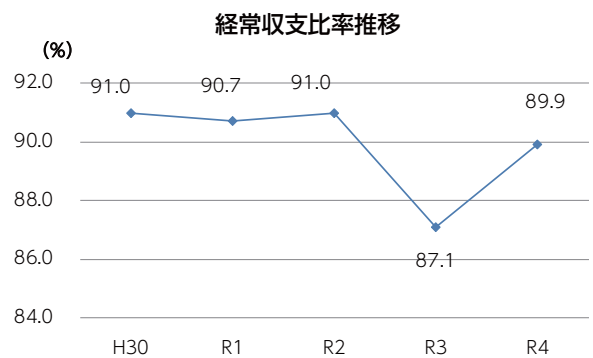
米子市の財政指数

経常収支比率はお金が入件費や借金の返済などの義務的な経費にどれだけ充てられているかを示す割合で、比率が低いほど施策に使える財源が多いと言えます。財政力指数は自治体の財政力を示す指数で、高いほど財源に余裕があると言えます。人口1,000人あたりの職員数は、類似団体（※）と比較しても少ないことがわかります。

※類似団体とは、全国の市町村を人口と産業構造の2要素の組み合わせによって類型ごとに分類したもの。今回の比較では、その中からさらに面積が類似する15団体を選出して比較。

類似団体との比較

令和4年度財政指数	米子市	類似団体
経常収支比率 (%)	89.9	92.2
財政力指数	0.660	0.706
職員数 (人口1,000人あたり)	5.66	6.12





市職員の給与をお知らせします

市職員の給与の令和5年4月1日現在の状況をお知らせします。
本市は、人口や産業構造が類似した他の自治体と比べ、職員数が少ない市の一つとなっています。今後も市民サービスの向上を図りながら、よりスリムな組織の確立をめざしていきます。
☎ 職員課 (☎ 23-5341 FAX 23-5390)

職員の初任給

区分	米子市	国
大学卒	185,200円	185,200円
高校卒	154,600円	154,600円

※採用前に民間企業等での勤務経験がない場合です。

特別職の報酬など

区分	給料・報酬月額	期末手当
市長	971,000円	6月 1.65月分 12月 1.65月分 合計 3.3月分 ※職務加算40%あり
副市長	809,000円	
教育長	693,000円	
議長	554,000円	
副議長	486,000円	
議員	450,000円	

※市長、議員などの特別職の給料・報酬は、「特別職報酬等審議会」の答申を受け、市議会での審議を経て条例で定められます。

職員の平均給料月額と平均年齢

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	310,795円	43.08歳

※諸手当は含みません。

職員数の状況

区分	定数	職員数
市長の事務部局	838人	804人
議会の事務部局	9人	7人
監査委員の事務部局	5人	4人
選挙管理委員会の事務部局	5人	2人
教育委員会の事務部局	45人	43人
公平委員会の事務部局	1人	0人
農業委員会の事務部局	7人	5人
水道局	114人	106人
市長の事務部局(特定業務職)	9人	4人
教育委員会の事務部局(特定業務職)	1人	0人
合計	1,034人	975人

主な職員手当

毎月支給	扶養手当	配偶者：月額 6,500 円 子：1人につき月額 10,000 円（16歳～22歳の子は1人につき月額 5,000円加算） その他の扶養親族：1人につき月額6,500円
	住居手当	家賃が月額16,000円を超える場合、家賃の額に応じ最高28,000円まで
	通勤手当	通勤距離が、いずれも片道2 km 以上の場合 公共交通機関の利用者：運賃相当（定期券と回数券のうち安価なほう）の額 自家用車などの利用者：通勤距離に応じ、月額1,600円から36,600円
	管理職手当	部長：75,200円 次長：64,200円 課長：54,000円 主査：47,800円 園長・館長：43,600円
その他	特殊勤務手当	特別の考慮を必要とする特殊の勤務に従事したとき 行旅病死入救護等業務手当（1回につき1,500円～2,000円） 犬猫等死体処理業務手当（1件につき300円）など
	時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した場合
	期末・勤勉手当	期末手当 年間 2.4月分（6月期・12月期：それぞれ 1.2月分） 勤勉手当 年間 2月分（6月期・12月期：それぞれ 1月分） 合計 年間 4.4月分（6月期・12月期：それぞれ 2.2月分） ※職務加算0～15%あり